

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る交野市こども計画の一部変更

1. 背景

令和7年9月16日付けで、こども家庭庁から通知があり、子ども・子育て支援法の改正によって、乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、乳児等通園支援の量の見込み等が市町村こども計画における基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置づけられたことから、市町村こども計画の見直しが必要となりました。

なお、見直しを行う場合は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により審議会の意見を聞くこととされていることから、交野市子ども・子育て会議の審議に付すものです。

2. 基本的記載事項（新たにこども計画の記載事項として位置づけられた事項）

- ①乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。（年齢ごと）
- ②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

3. 交野市こども計画の記載の変更について

基本的記載事項が新たに位置づけられたことを踏まえ、交野市こども計画の見直しを行います。

基本的記載事項	変更前	変更後
2. ①	全対象年齢の合計数を記載	対象年齢ごとに記載
2. ②	記載なし	記載を追加